

新潟市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日等（以下「休日等」という。）の保護者の勤務等により児童が保育を必要とする場合の休日保育の需要に対応し、休日等に保育が必要な乳幼児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第39号第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）が実施する休日保育事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施場所)

第2条 事業を実施する場所は、本市が指定する保育所等とする。

(事業の内容)

第3条 事業は、休日等においても保育所等を開所する事業とする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、本市に居住する児童であり、休日等において常態的に保育を必要とする児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分について支援法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）とする。ただし、事業に支障が生じない場合で、市長が特に認めた場合は、これに該当しない児童であっても、対象児童とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、対象児童としない。

- (1) 児童が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症という。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (2) 疾病その他の事由により集団保育が困難な場合
- (3) 前号に掲げる場合のほか、市長が保育所等の管理上必要があると認める場合

(事業の実施)

第5条 事業の実施に当たっては、次の第1号及び第2号の規定によるものとする。

- (1) 事業を担当する保育士として2名以上、及び、対象児童数の多さ等に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置する。

(2) 事業の利用時間は、実施場所における通常の保育時間の範囲内で市長が定める時間とする。

(利用手続)

第6条 実施場所を利用しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 事業利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保護者負担)

第7条 保護者は、延長保育時間に事業を実施するために必要な経費の一部を負担し、実施場所に支払うものとする。

2 前項の保護者負担の額は、別表のとおりとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第7条関係）

区分	延長保育時間 (30分あたり単価)
A階層、B階層の世帯	0円
上記以外の世帯	100円

(1) A階層、B階層とは、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年3月31日規則第53号）別表の左欄に規定するA階層、B階層をいう。

(2) 延長保育時間とは、支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第4条第1項に規定される保育の必要量の認定について、保育短時間と認定された児童が、午前8時から午後4時の前後に事業を利用したとき、又は保育標準時間と認定された児童が、実施場所の事業の開始時刻から11時間経過した以降に事業を利用したときをいう。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月14日より施行し、適用は平成27年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日より施行し、適用は令和元年10月1日からとする。